

広島県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和三年十月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市宮内町字田中ヶ原二一八番一地先から 庄原市高町字宗近七九三番一地先まで	一〇・五〇〇	一〇・五〇〇	一六二・〇〇〇	三、三五四・七〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五〇・〇〇 メートル
	八・〇〇〇	一〇七・〇〇〇			

一 道路の種類

県道

二 路線名

高停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市高町字小井手本二二六三番四地先から 庄原市高町字出口八八八番一地先まで	一一・五〇〇	一一・五〇〇	一一・五〇〇	二七・〇〇	
	八・五〇〇	一〇七・〇〇〇			
庄原市高町字小井手本二二六三番四地先から 庄原市宮内町字田中ヶ原二二三番一地先まで	二、九三九・五〇				路線延伸